

| | |
|------------------|---------|
| 都道府県・ 政令指定都市名 | 07 相模原市 |
|------------------|---------|

時点:2025年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

| | | | | | |
|---------------|----------------|---|-----------------|--|--|
| 局 部 課 (室) 名 | 市民局 人権・男女共同参画課 | | | | |
| 担 当 職 員 数 | 8 | 人 | (専任 0 人、兼任 8 人) | | |

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

| | | |
|----------------------|-----------------|----------------------------------|
| 名 称 | 男女共同参画・女性活躍推進会議 | |
| 設 置 年 月 日 (西暦)・根 拠 | 1991年5月23日 | 根拠: 男女共同参画・女性活躍推進会議の設置及び運営に関する要綱 |
| 長 の 役 職 | ダイバーシティ担当部長 | |

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

| | | |
|-----------------------|---------------|------------------|
| 諮 問 機 關、懇 談 会 等 の 名 称 | 相模原市男女共同参画審議会 | |
| 設 置 年 月 日 (西暦) | 2004年4月1日 | |
| 構 成 員 | 15 人 | (女性 10 人、男性 5 人) |

問4 男女共同参画に関する計画

| | | | |
|---|-------------------------|--|-------|
| 計 画 期 間 (西暦) | 2020 年 4 月 ~ 2028 年 3 月 | | |
| 名 称 | 第3次さがみはら男女共同参画プラン | | |
| 改定・見直しの予定時期 | 2028年3月 | | |
| 1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である | 1 | | 未定の場合 |
| 2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成 | | | |

問5 男女共同参画に関する条例

| | | | |
|------|-------------------------|-----------------|--|
| 有の場合 | 名 称 | さがみはら男女共同参画推進条例 | |
| | 公 布 日(西暦) | 2004年3月26日 | |
| | 施 行 日(西暦) | 2004年4月1日 | |
| | 最 終 改 正 日(西暦) | | |
| | 改 正 内 容 | | |
| | 改正が予定されている場合、改正予定期(西暦): | 年 月 | |
| 無の場合 | 1. 制定等について検討中 | 具体的な状況: | |
| | 2. 特に検討していない | | |

問6 審議会等委員への女性の登用

| | | | | | | | | |
|--|--|--|-------------|-----------------|------------|---|-------------------|---|
| 目 標 値 | 調査時点コード | | 1:2025年4月1日 | 2:その他(西暦) | 2025年3月31日 | | | |
| | (西暦) | 2027 年度まで | 40 % | | | | | |
| 根 拠 | 第3次さがみはら男女共同参画プラン | | | | | | | |
| 目標設定の対象である審議会等の範囲 | 法律、条例、要綱により設置している審議会等 | | | | | | | |
| 目標設定の対象である審議会等における登用状況 | 調査時点コード 2 審議会等数(151)うち女性委員を含む審議会等数(142) 延総委員等数(2,242)延女性委員等数(799)女性比率(35.6) | | | | | | | |
| 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況 | 調査時点コード 2 審議会等数(86)うち女性委員を含む審議会等数(80) 延総委員等数(1,198)延女性委員等数(414)女性比率(34.6) | | | | | | | |
| 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況 | 調査時点コード 2 審議会等数(16)うち女性委員を含む審議会等数(16) 延総委員等数(435)延女性委員等数(161)女性比率(37.0) | | | | | | | |
| 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況 | 調査時点コード 2 審議会等数(6)うち女性委員を含む審議会等数(3) 延総委員等数(39)延女性委員等数(5)女性比率(12.8) | | | | | | | |
| 目標値以外の目標設定 | 1. 有 2. 無 3. 作成予定 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>1</td> <td>有の場合、1. 公表 2. 非公表</td> <td>2</td> </tr> </table> | | | | | 1 | 有の場合、1. 公表 2. 非公表 | 2 |
| 1 | 有の場合、1. 公表 2. 非公表 | 2 | | | | | | |
| 女性登用方策 | 人材名簿作成の有無 | 1. 有 2. 無 3. 作成予定 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>1</td> <td>有の場合、1. 公表 2. 非公表</td> <td>2</td> </tr> </table> | | | | 1 | 有の場合、1. 公表 2. 非公表 | 2 |
| 1 | 有の場合、1. 公表 2. 非公表 | 2 | | | | | | |
| | 人材名簿が有る場合 | 掲載人数 | 13 人 | (2025 年 8 月現在) | | | | |
| | そ の 他 | 人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無) | 1 | | | | | |
| | | 委 員 の 公 募(1. 有 2. 無) | 1 | | | | | |
| | そ の 他 | 審議会等所管課との、委員選任における事前協議の実施 | | | | | | |

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

| | | | | | |
|-----------|---------|------------------------|---------------|--------------|--------------|
| | 調査時点コード | | 1:2025年4月1日 | 2:その他(西暦) | |
| | 管理職総数 | | 女性 管理 職 の 内 訳 | | |
| | (人) | うち女性管理職数(人)(A)=(C+E+G) | 女性比率(%) (B/A) | (人) うち女性数(D) | 女性比率(%) (E) |
| 本庁 | 計 | 269 | 52 | 19.3 | 41 8 19.5 |
| | うち一般行政職 | 242 | 36 | 14.9 | 39 7 17.9 |
| 支庁・地方事務所等 | 計 | 250 | 74 | 29.6 | 5 1 20.0 |
| | うち一般行政職 | 163 | 61 | 37.4 | 2 1 50.0 |
| 全体 | 計 | 519 | 126 | 24.3 | 46 9 19.6 |
| | うち一般行政職 | 405 | 97 | 24.0 | 41 8 19.5 |
| 再掲 | 警察関係 | 0 | 0 | 0 | 0 0 14.5 |
| | 教育委員会 | 70 | 18 | 25.7 | 5 1 20.0 |
| | | | | 7 3 42.9 | 166 35 21.1 |
| | | | | | 146 22 15.1 |
| | | | | | 218 66 30.3 |
| | | | | | 144 56 38.9 |
| | | | | | 384 101 26.3 |
| | | | | | 290 78 26.9 |
| | | | | | 0 0 0 |
| | | | | | 58 14 24.1 |

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

| 調査時点コード | | 1:2025年4月1日 | | 2:その他(西暦) | | | |
|-------------|----------|-------------|----------|-----------|---------|--|--|
| 課長補佐相当職(人) | うち女性数(人) | 女性比率(%) | 係長相当職(人) | うち女性数(人) | 女性比率(%) | | |
| 本庁 計 | 292 | 72 | 24.7 | 0 | 0 | | |
| うち一般行政職 | 249 | 49 | 19.7 | 0 | 0 | | |
| 支庁・地方事務所等 計 | 311 | 77 | 24.8 | 0 | 0 | | |
| うち一般行政職 | 174 | 59 | 33.9 | 0 | 0 | | |
| 全体 計 | 603 | 149 | 24.7 | 0 | 0 | | |
| うち一般行政職 | 423 | 108 | 25.5 | 0 | 0 | | |
| 再掲 警察関係 | 0 | 0 | | 0 | 0 | | |
| 教育委員会 | 108 | 32 | 29.6 | 0 | 0 | | |

問7-3 新規昇任者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

| | | 課長相当職(人) | うち女性数(人) | 女性比率(%) | 課長補佐相当職(人) | うち女性数(人) | 女性比率(%) | 係長相当職(人) | うち女性数(人) | 女性比率(%) |
|-------------|--|----------|----------|---------|------------|----------|---------|----------|----------|---------|
| 本庁 計 | | 59 | 11 | 18.6 | 70 | 22 | 31.4 | 0 | 0 | |
| うち一般行政職 | | 53 | 7 | 13.2 | 62 | 15 | 24.2 | 0 | 0 | |
| 支庁・地方事務所等 計 | | 37 | 14 | 37.8 | 44 | 21 | 47.7 | 0 | 0 | |
| うち一般行政職 | | 33 | 14 | 42.4 | 35 | 18 | 51.4 | 0 | 0 | |
| 全体 計 | | 96 | 25 | 26.0 | 114 | 43 | 37.7 | 0 | 0 | |
| うち一般行政職 | | 86 | 21 | 24.4 | 97 | 33 | 34.0 | 0 | 0 | |
| 再掲 警察関係 | | 0 | 0 | | 0 | 0 | | 0 | 0 | |
| 教育委員会 | | 15 | 2 | 13.3 | 8 | 1 | 12.5 | 0 | 0 | |

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

| 勤務成績 | 昇任試験 | | 昇格試験 | | 部局等の推薦 | 経験年数 | 遠隔地での長期研修(4週間以上) | 遠隔地での勤務経験 | 本人の希望 | その他 |
|---------|------|------|------|------|--------|------|------------------|-----------|-------|-----|
| | 面接のみ | 面接以外 | 面接のみ | 面接以外 | | | | | | |
| 課長相当職 | ○ | | | | ○ | ◎ | | | ○ | |
| 課長補佐相当職 | ○ | | | | ○ | ◎ | | | ○ | |
| 係長相当職 | | | | | | | | | | |

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

| | 全受験者数(人) | 女性受験者数(人) | 女性受験率(%) |
|------|----------|-----------|----------|
| 昇任試験 | 177 | 54 | 30.5 |
| 昇格試験 | 0 | 0 | 0.0 |

問7-6 女性公務員の採用状況(2024年4月1日～2025年3月31日)

| | 総数(人) | うち女性数(人) | 女性比率(%) |
|---------|-------|----------|---------|
| 全 体 | 234 | 99 | 42.3 |
| うち 上級 | 170 | 74 | 43.5 |
| うち一般行政職 | 170 | 92 | 54.1 |
| うち 上級 | 144 | 68 | 47.2 |
| うち 警察関係 | 0 | 0 | |
| うち 上級 | 0 | 0 | |

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

| | |
|---|---|
| 1 | 1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。 |
|---|---|

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

| 規則名 | 相模原市職員旧姓使用取扱要綱 |
|-------------|--|
| 該当部分の条文(本文) | <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、市長部局に勤務する一般職に属する職員(会計年度任用短時間勤務職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(旧姓の使用) 第2条 職員は、車ら職員の間で使用している文書等で、法令又は条例等の規定に反するおそれがなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。</p> <p>(旧姓使用の文書等) 第3条 前条の旧姓を使用することができる文書等とは、別表に掲げるものとする。</p> <p>(承認) 第4条 職員は、前条に掲げる文書等において旧姓を使用しようとするときは、市長の承認を得なければならない。</p> <p>(申請) 第5条 職員は、前条の旧姓の使用の承認を受けようとするときは、相模原市職員旧姓使用承認申請書(第1号様式)を所属長を経て市長に提出しなければならない。</p> <p>(承認の通知) 第6条 市長は、旧姓の使用を承認したときは、相模原市職員旧姓使用承認通知書(第2号様式)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。</p> <p>(他の任命権者の承認を受けた者の取扱い) 第7条 市長以外の任命権者から旧姓の使用の承認を受けた職員については、市長が旧姓の使用を承認したものとみなし、第5条及び前条の規定による手続きを省略することができるものとする。</p> <p>(中止届) 第8条 市長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、相模原市職員旧姓使用中止届(第3号様式)を所属長を経て市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する旧姓使用中止届を提出した職員は、再び旧姓の使用をすることはできない。</p> <p>(責務) 第9条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるように努めなければならない。</p> <p>2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たり、常に市民や他の職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。</p> <p>(その他) 第10条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が定める。</p> |

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2025年4月1日 2:その他(西暦)

| 防災・危機管理部局職員数(人) | うち女性数(人) | 女性比率(%) | うち管理職数(人) | うち女性数(人) | 女性比率(%) |
|-----------------|----------|---------|-----------|----------|---------|
| 27 | 10 | 37.0 | 7 | 2 | 28.6 |

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

| | | | | | | |
|---|--|------|---------------------------|-------|---------|------------------|
| 名 称 | 相模原市立男女共同参画推進センター | | | 愛称・通称 | ソレイユさがみ | |
| 設置年月日(西暦) | 2000年4月17日 | | | 施設形態 | 2 | 1. 単独施設 2. 複合施設 |
| 所在地等 | 郵便番号: 252-0143 住 所: 神奈川県相模原市緑区橋本6-2-1 シティ・プラザはしもと内 電話番号: 042-775-1775 FAX番号: 042-775-1776 ホームページ: https://www.soleilsagami.jp | | | | | |
| 管理・運営主体 | 1. 施設管理 ○ 直営(担当部局名: 指定管理者(名称: 特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら その他)) 2. 事業運営 ○ 直営(担当部局名: 市民局 人権・男女共同参画課 ○ 指定管理者(名称: 特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら その他)) | | | | | |
| 職 員 数 | 常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員) | 0 人、 | 非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員) | 22 人 | 予算額 | 2025年度 34,791 千円 |
| 主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕 ※ 実施しているもの:○ | ○ 1. 連携・協働(主な事項: 各種関係機関等との共催による講座等の実施 ○ 2. 広報啓発(主な事項: ソレイユフェスタ等 ○ 3. 講座(主な事項: 男女共同参画に係る意識啓発や女性の就労支援を目的とした講座等 ○ 4. 相談事業(主な事項: 女性のための一般相談、法律相談、心の相談 ○ 5. 実態把握(主な事項: ○ 6. 調査研究(主な事項: ○ 7. 國際交流(主な事項: ○ 8. 情報収集・提供(主な事項: 情報コーナー等の設置 ○ 9. 苦情処理(主な事項: ○ 10. その他(主な事項: 登録団体への支援等 | | | | | |

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

| | | | |
|-----------|----------|--|----|
| 名 称 | 基金・基本財産額 | | 千円 |
| 設置年月日(西暦) | 出資者 | | |

2つある場合

| | | | |
|-----------|----------|--|----|
| 名 称 | 基金・基本財産額 | | 千円 |
| 設置年月日(西暦) | 出資者 | | |

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

| | | | | |
|-------------------------------|--|------------------------------------|-------|----|
| 問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無 | 1. 有 2. 無 | 問10-2 特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら 名称等: | 加盟団体数 | 14 |
| | | | 会 員 数 | 54 |
| 問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無 | 1. 有 2. 無 | | | |
| 問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○ | ○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 ○ 2. 機関誌の発行 ○ 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 [内容: 男女共同参画に資するイベントの実施] | | | |

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

| |
|-------------------------------|
| 1. 担当者連絡会議の開催 |
| 2. 市区町村職員研修会の開催 |
| 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 |
| 4. 関係情報の収集提供 |
| 5. 審議会等女性登用の働きかけ |
| 6. 補助金等の交付 [名 称 : 概 要 :] |
| 7. その他 [内容 :] |

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施
- 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
- 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
- 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
2. 研修受講職員の男女比を配慮
3. その他 [内容:]

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

| 事 項 | 2024年度予算 (千円) | 2025年度予算 (千円) | 備 考 |
|---------------------------|------------------|------------------|-----|
| 関係予算総額(施設整備費を除く) | 44,816 | 42,505 | |
| 上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合 | 0.01 % | 0.01 % | |
| 男女共同参画・女性のための施設整備費 | 0 | 0 | |

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

| | 項目の設定 |
|--|-------|
| 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定 | ○ |
| 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定 | |
| 3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定 | ○ |
| 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。) | |
| (1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達 | |
| (2) 清掃・設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定 | |
| (3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定 | |
| (4) プロポーザル方式における評価項目の設定 | |
| (5) その他(内容: [内容]) | |

↓ (具体的に実施している内容:○)

| 具 体 的 項 目 | ①「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得 ②女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象) ③次世代育成支援策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象) ④地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得 ⑤役員に占める女性割合に関する項目 ⑥管理職に占める女性割合に関する項目 ⑦役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等) ⑧仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等) ⑨ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組 ⑩短時間正社員制度の導入 ⑪男性の育児・家事への参画促進に向けた取組 ⑫ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く) ⑬その他 | 問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定 | 問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定 | 問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定 | 問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定 |
|---|---|---|---|--|-------------------------------------|
| | 企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無) | 2 | 1 | 企業の登録・認定・認証制度 | 企業の表彰制度 |
| 1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得 | | | | | |
| 2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象) | ○ | | ○ | | |
| 3 役員に占める女性割合に関する項目 | ○ | | ○ | | |
| 4 管理職に占める女性割合に関する項目 | | | | | |
| 5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組 | | | | | |
| 6 仕事と育児・介護を両立するための取組 | | | | | |
| 7 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組 | | | | | |
| 8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組 | | | | | |
| 9 短時間正社員制度の導入 | | | | | |
| 10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組 | | | | | |
| 11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く) | | | | | |
| 12 その他 | | | | | |

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

| 選定等の基準 | → 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称 | 企業の登録・認定・認証制度 | |
|---|--------------------------|---------------|---|
| | | 2 | 1 |
| 企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無) | | 2 | 1 |
| 1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得 | | | |
| 2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象) | | | |
| 3 役員に占める女性割合に関する項目 | | | |
| 4 管理職に占める女性割合に関する項目 | | | |
| 5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組 | | | ○ |
| 6 その他「登用促進等」に関する項目 | | | |
| 7 仕事と育児・介護を両立するための取組 | | | ○ |
| 8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組 | | | ○ |
| 9 短時間正社員制度の導入 | | | ○ |
| 10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組 | | | ○ |
| 11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く) | | | |
| 12 その他 | | | ○ |

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称

相模原市仕事と家庭両立支援推進企業表彰(5、7、8、9、10、12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

| | | | | |
|-----------------|---|---|-------------------------|--|
| 1 ある | 2 | → | 女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的名称 | |
| 2 現在はないが、今後検討する | | | 上記以外の具体的名称 | |

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

| | | |
|---|----------------------|---|
| 問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表 | 1 有 2. 無 | 問17-1 男女共同参画に関する市民意識・事業所調査報告書 |
| 問17-1 公表周期 | 1. 定期 2. 不定期 2 | 定期の場合 年毎 |
| 公表主体 (※ 該当するもの:○) | ○ | 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 () |

問18-1 2025年度実施予定事業

| 名 称 | 事 業 内 容 等 | 参 加 予 定 者 数 | 時 期 |
|--|---|----------------------|---------------------------|
| 1. 広報啓発 ・ ①啓発誌の発行 ・ ②啓発パンフレット・カード等の発行 ・ ③女性活躍推進シンポジウム ・ | ①男女共同参画に係る啓発誌の発行 ②小学生向け啓発パンフレット、データDV防止リーフレット等の配布 ③女性活躍の推進の機運醸成のためのシンポジウム | ③90名 | ①4月と10月 ②6月と11月 ③7月 |
| 2. 表彰 ・ 相模原市仕事と家庭両立支援推進企業表彰 | 働きながら安心して、育児や介護ができる地域社会を目指し、仕事と家庭との両立支援に積極的に取り組み、その成果をあげている企業等を表彰するとともに、その取組について広く企業・市民に周知しワーク・ライフ・バランスに配慮した社会環境づくりに向けた意識啓発を図る。(令和6年度末現在、累計52社を表彰) | 4社 | 1月～2月頃 |
| 3. 講座 ・ ①仕事と家庭両立支援セミナー・女性の活躍応援セミナー ・ ②DV被害者サポート講座 ・ ③父親の育児参画促進講座 ・ | ①ワーク・ライフ・バランスに関する意欲啓発等のため、仕事と家庭の両立を目指して働く女性等を支援するセミナー、女性の活躍の場を拡大するための就労支援セミナー等を実施 ②民生委員・児童委員向けのDV被害者支援に関する講座の実施 ③男性の産後休暇・育児休業の促進と合わせて、父親の家事力育児力の向上につながる講座等を実施 | ①未定 ②60名 ③170名 | ①通年 ②2月 ③8月～11月 |
| 4. 相談事業 ・ ①女性相談事業 ・ ②DV相談支援事業 ・ | ①一般相談、法律相談、心の相談の実施 ②配偶者暴力相談支援センターにおいて、DVに係る相談支援等を実施 | 未定 | ①通年 ②通年 |
| 5. 情報収集・提供 ・ 女性活躍推進メールマガジン ・ | 女性活躍推進の理念に賛同する事業者に、関連する事業等のニュースレターを送付 | 未定 | 通年 |
| 6. 苦情処理 ・ 専門員による苦情処理 ・ | 男女共同参画に関する施策や人権侵害等の相談を実施 | 未定 | 通年 |
| 7. 交流促進 ・ | | | |
| 8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 男女共同参画研修等支援事業 ・ | 事業所の男女共同参画に係る研修の支援 | 未定 | 通年 |
| 9. 国際交流・海外派遣事業 ・ | | | |
| 10. 調査研究 ・ | | | |
| 11. その他 ・ | | | |

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2025年7月1日)

| 議会名 | 相模原市議会 | | | | | |
|---|---|---|---------------------|-----------------------------------|------------------------------------|---|
| 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無 | 1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。 | 1 | | | | |
| (欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 | 1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。 | 3 | | | | |
| 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。 | | | | | | |
| 出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無 | 1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 | 1 | | | | |
| 規定名 | 相模原市議会会議規則 | | | | | |
| 明記した規定(規則、条例、別表等)の内容 | <p>(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。 2 前項の届出があつたときは、議長は、その事由を会議に報告しなければならない。 3 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間(多胎妊娠の場合にあつては、10週間)を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> | | | | | |
| 休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無 | 1. あり 2. なし 3. その他() | 2 | | | | |
| 規定名 | | | | | | |
| 明記した規定(規則、条例、別表等)の内容 | | | | | | |
| 議会の欠席事由として、明記した規定の有無 | <table border="1"> <tr><td>1 個別の各事由を明記した規定がある。</td></tr> <tr><td>2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。</td></tr> <tr><td>3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。</td></tr> <tr><td>4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)</td></tr> </table> | | 1 個別の各事由を明記した規定がある。 | 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 | 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 | 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。) |
| 1 個別の各事由を明記した規定がある。 | | | | | | |
| 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 | | | | | | |
| 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 | | | | | | |
| 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。) | | | | | | |
| 配偶者の出産 | 1 | | | | | |
| 育児 | 1 | | | | | |
| 家族の看護 | 1 | | | | | |
| 家族の介護 | 1 | | | | | |
| 疾病 | 1 | | | | | |
| その他 | 1 公務、その他のやむを得ない事情 | | | | | |
| 議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況 | 1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし | 4 | | | | |
| 議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況 | 1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし | 4 | | | | |
| 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。) | 1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 | 1 | | | | |
| 行っている取組 ※実施しているもの:○ | 1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他() | ○ | | | | |

| 規則名 | 相模原市議会基本条例 | |
|---|---|---|
| 明記した規定(規則、条例、別表等)の内容 | <p>第6条 議員は、市民の負託により、市政に携わる権能及び職責を有することを深く認識し、政治倫理を常に保持するものとします。</p> <p>2 議員は、その地位を利用した嫌がらせ、強制又は圧力をかける行為のほか、個人としての尊厳又は人格を不当に傷つける行為を敵に慎むものとします。</p> <p>3 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑いを持たれたときは、自ら誠実な態度をもって説明責任を果たすものとします。</p> <p>4 市議会は、政治倫理に係る問題を把握したときは、必要な対応を図るとともに、市民との信頼関係の確保に努めるものとします。</p> | |
| ハラスメント防止に関する議員向け研修 | <p>1. 行っている。</p> <p>2. 行っていないが、今後、行う予定である。</p> <p>3. 行っておらず、今後、行う予定もない。</p> | 1 |
| 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定 | <p>1. 研修において利用している。</p> <p>2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。</p> <p>3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。</p> | 3 |
| 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外) | <p>1. 行っている。</p> <p>2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。</p> <p>3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。</p> | 2 |
| 議会における通称又は旧姓使用の認可の状況 | <p>1. 明記した規定があり、認めている。</p> <p>2. 明記した規定はないが、運用上認めている。</p> <p>3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。</p> <p>4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。</p> | 2 |
| 規則名 | | |
| 条文本文 | | |
| 政治分野の男女共同参画のために実施していること | | |

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

| | |
|------------------|---|
| 1. 位置付けられた規定がある。 | |
| 2. 位置付けられていない。 | |
| 3. その他(不明等) |] |
| 計画、指針名 | |
| 該当部分の規定 | |

2025年度調査より以下の設問(問21～問24)が新設されました

問21 災害対策本部への女性職員の配置状況

| | | | | | |
|--------------------|------|-------|------|------|--------|
| 本部員の総数 (本部長を含む) | 80 人 | うち女性数 | 17 人 | 女性比率 | 21.3 % |
|--------------------|------|-------|------|------|--------|

問22 本庁職員(防災・危機管理担当部局、男女共同参画担当部局に限らず府内全職員)に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況

| | |
|------------|--|
| 1. 実施している | |
| 2. 実施していない | |

問23 男女共同参画センターの設置根拠

※問8で「1. 有」と回答された場合、本設問にご回答ください。

(「男女共同参画・女性のための総合的な施設」の設置がされていない場合は、本設問への回答は不要です。)

| | |
|---------------|-----|
| 1. 条例 | |
| 2. 条例以外(要綱など) | |
| | 〔 〕 |

問24 これまで独立行政法人 国立女性教育会館(NWEC)主催の研修に参加するなど、業務上の関わりはありましたか。

| | |
|-------|--|
| 1. あり | |
| 2. なし | |

調査時点コード:

1. 2025年4月1日 2. その他(西暦)(2025年3月31日)

問31 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならぬ審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

| 設置 | 審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください) | 委員総数 (人) | うち 女性委員数 (人) | 女性委員の割合 (%) | 備 考 |
|------------|---|-------------|-----------------|----------------|-----|
| 1 | 市町村防災会議(会長を含む) | 45 | 3 | 6.7 | |
| | 市町村防災会議(委員のみ) | 44 | 3 | 6.8 | |
| 2 | 民生委員推薦会 | 13 | 5 | 38.5 | |
| 3 | 国民健康保険事業の運営に関する協議会 | 12 | 4 | 33.3 | |
| 4 | 地方社会福祉審議会 | 35 | 17 | 48.6 | |
| 5 | 土地利用審査会 | 7 | 3 | 42.9 | |
| 6 | 障害者に関する審議会その他の合議制の機関 | 18 | 8 | 44.4 | |
| × | 7 公害健康被害認定審査会 | | | | |
| × | 8 地方港湾審議会 | | | | |
| | 9 土地区画整理審議会 | 7 | 1 | 14.3 | |
| 10 | 建築審査会 | 5 | 3 | 60.0 | |
| 11 | 開発審査会 | 5 | 4 | 80.0 | |
| 12 | 市町村都市計画審議会 | 20 | 4 | 20.0 | |
| 13 | 介護認定審査会 | 159 | 78 | 49.1 | |
| 14 | 精神医療審査会 | 21 | 5 | 23.8 | |
| 15 | 市町村国民保護協議会 | 33 | 1 | 3.0 | |
| × | 16 地方独立行政法人評価委員会 | | | | |
| 17 | 感染症診査協議会 | 12 | 3 | 25.0 | |
| × | 18 市街地再開発審査会 | | | | |
| | 19 障害支援区分審査会 | 40 | 21 | 52.5 | |
| × | 20 児童福祉審議会 | | | | |
| 21 | 行政不服審査会 | 3 | 1 | 33.3 | |
| 22 | | | | | |
| 23 | | | | | |
| 24 | | | | | |
| 25 | | | | | |
| 26 | | | | | |
| 27 | | | | | |
| 28 | | | | | |
| 29 | | | | | |
| 30 | | | | | |
| 31 | | | | | |
| 32 | | | | | |
| 33 | | | | | |
| 34 | | | | | |
| 35 | | | | | |
| 36 | | | | | |
| 合 計 | | 435 | 161 | 37.0 | |
| 女性委員0の審議会数 | | 0 | | | |

問32 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

| | 委員会等名 | 委員総数 (人) | うち 女性委員数 (人) | 女性委員の割合 (%) | 備 考 |
|------------|--------------|-------------|-----------------|----------------|-----|
| 1 | 教育委員会 | 5 | 3 | 60.0 | |
| 2 | 選挙管理委員会 | 4 | 0 | 0.0 | |
| 3 | 人事委員会又は公平委員会 | 3 | 1 | 33.3 | |
| 4 | 監査委員 | 4 | 0 | 0.0 | |
| 5 | 農業委員会 | 20 | 1 | 5.0 | |
| 6 | 固定資産評価審査委員会 | 3 | 0 | 0.0 | |
| 合 計 | | 39 | 5 | 12.8 | |
| 女性委員0の委員会数 | | 3 | | | |